資料１－２

愛知県特別支援教育連携協議会傍聴要領

１　傍聴人の決定

会議の傍聴人は、会長が決定する。

２　傍聴人の定員

傍聴人の定員は、１０人とする。

３　傍聴の手続き等

⑴　会議を傍聴しようとする者は、会議の開会時刻の３０分前から１０分前までの間に、日付並びに住所及び氏名を記載した傍聴申込書を提出して、傍聴券の交付を受け、係員の指図に従って傍聴席に着かなければならない。

⑵　傍聴申込書を提出した者の数が定員を超えるときは、当該提出した者の中から抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

⑶　傍聴券の交付を受けた者は、これを他の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

⑷　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときには、これを返還しなければならない。

４　傍聴することができない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

⑴　凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

⑵　酒気を帯びている者

⑶　拡声器、笛その他これらに類するものを携帯している者

⑷　張り紙、旗、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者

⑸　カメラ、ビデオカメラ、ＩＣレコーダーその他これらに類するものを携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

５　傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　みだりに席を離れないこと。

⑵　携帯電話及びスマートフォンその他これらに類するものは使用しないこと。

⑶　飲食し、又は喫煙しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。

⑷　議事について、批評を加え、又は可否を表明しないこと。

⑸　鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンその他これらに類するものを着用しないこと。

⑹　私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。

⑺　その他会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

６　撮影及び録音の禁止

傍聴人は、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

７　会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会議を適正に運営するため、傍聴人に対し必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

８　雑則

この要領に定めるもののほか、傍聴に必要な事項は、会長が定める。

９　施行期日

この要領は、令和３年８月４日から施行する。